

様式 1

プロポーザル参加意向申出書

平成 年 月 日

瑞穂町長 杉浦裕之 へ

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

印

平成 年 月 日付で告示された下記プロポーザルに必要な書類を添えて参加を申し込みます。

なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件名 瑞穂町図書館改修工事基本計画、基本設計及び実施設計業務

2 添付資料

連絡担当者

職氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

様式 1 - 1

| 事 務 所 概 要 書 | | |
|-----------------------------------|--------------|---|
| 商号又は名称 | | |
| 代表者職氏名 | | |
| 設立年月日 | | |
| 経歴・沿革 | | |
| 資本金 | | |
| 従業員数(平成 3 1 年 1 月 3 1 日 現在) | 役員 (又は個人事業主) | 人 |
| | 正社員 (又は専従者) | 人 |
| 本社所在地 | | |
| 支店・営業所数 | | |
| 都内の支店・営業所 (名称・所在地) | | |
| 業務内容 | | |
| 電子調達受付番号 | | |
| 経営方針等 | | |

様式 1 - 2

協力事務所等の名称等

| | | | |
|-----------------|--|--------|--|
| 事務所名 | | 代表者職氏名 | |
| 所在地 | | | |
| 電子調達受付番号 | | | |
| 協力を受ける理由及び具体的内容 | | | |
| 分担業務分野 | | | |
| | | | |

| | | | |
|-----------------|--|--------|--|
| 事務所名 | | 代表者職氏名 | |
| 所在地 | | | |
| 電子調達受付番号 | | | |
| 協力を受ける理由及び具体的内容 | | | |
| 分担業務分野 | | | |
| | | | |

| | | | |
|-----------------|--|--------|--|
| 事務所名 | | 代表者職氏名 | |
| 所在地 | | | |
| 電子調達受付番号 | | | |
| 協力を受ける理由及び具体的内容 | | | |
| 分担業務分野 | | | |
| | | | |

注 : 枠は、協力事務所数に合わせ、適宜追加すること。

参加資格要件確認リスト

| 参加資格要件 | 「○」又は内容を記入し、確認 |
|---|---|
| ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 | <u>該当しない</u> ・ <u>該当する</u> |
| ② 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスに登録され、瑞穂町での入札参加資格を有すること。 | 様式1-1、1-2の「電子調達受付番号」に記入すること。 |
| ③ 瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準（平成15年告示第87号）による指名停止処分中でないこと。参加意向申出書等の提出期限の日から契約締結の時までの間に、瑞穂町から指名停止の措置を受けた時は、参加資格を喪失するものとする。 | <u>指名停止処分中でない。</u> <u>指名停止処分中である。</u> |
| ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、本業務に従事する総括責任者は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者を配置できること（協力事務所等を除く。）。 | 一級建築士免許証の写しを添付すること。（コピー可） |
| ⑤ 平成20年4月以降において、公共施設の単独建築物又は公共施設を含む複合建築物で、延床面積1,000㎡以上のものの建築設計業務の完了実績又は公共施設のリノベーション（改修に係る設計業務）実績があること。 | 施設名： _____ 完成時期： _____ |
| ⑥ 下記の要件に該当する者でないこと。 ア 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者 オ 銀行取引停止処分がなされている者 | <u>左記全てに該当しない。</u> <u>左記の一部、又は全部に該当する。</u> |
| ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者又は瑞穂町における契約に関する特約書第3条各号に該当する者でないこと。 | <u>該当するものでない。</u> <u>該当するものである。</u> |

